

戸 田 市 教 育 委 員 会 会 議 録		
招 集 期 日	令 和 8 年 7 月 1 5 日 (水)	
場 所	戸 田 市 役 所 教 育 委 員 室	
開 会	7 月 1 5 日 午 前 0 9 時 3 0 分	
閉 会	7 月 1 5 日 午 前 1 1 時 3 0 分	
教 育 長	戸 ケ 崎 勤	
教 育 長 ・ 委 員 出 席 状 況	戸 ケ 崎 勤	出 席
	仙 波 憲 一	出 席
	木 村 雅 文	出 席
	長 道 修	出 席
	浜 田 美 咲	出 席
説 明 員 (出席者)	川和田教育部長、梶山参事、片境次長、田野副参事、	
	重信教育総務課長、新井学務課長、江口学校給食課長、	
	鎌田こども健やか部次長、長谷川こども・若者政策課長、	
	渡邊子育て支援課長	
書 記	教育総務課 柴田主幹 我妻副主幹	
傍 聴 人	0 名	

会 議 の 経 過 及 び 結 果

教 育 長

突然ですが、ロボット工学が急速に発展する中、インターネットと携帯電話は廃止される世界で、人間とロボットが共存する近未来を描いた水沢悦子さんの漫画「ヤコとポコ」が少し前に話題になっていました。主人公は漫画家ヤコと、不器用なネコ型ロボットのポコ。スマホは存在しません。通信機器は固定電話とファクスだけ、子供たちの遊びは輪投げや射的です。技術発展の果てに悲劇が起き、ポコの記憶は消去され、ヤコは老いていくという時間の限りを意識させつつ、穏やかな空気感の中に切なさとおもしろさが同居した名作です。現代人の多くは、スマホが手放せない毎日を送っています。電車の中を見渡すと寝ている人以外はほぼスマホを見ています。スマホ依存が起きるのは、ページをめくるごとに脳内で快楽物質のドーパミンが放出されるからだと言います。一時話題になりましたが、精神科医のアンデシュ・ハンセンは、著書「スマホ脳」の中で、SNS の中毒性の高さと、人間の知覚に及ぼす負の影響を解説しています。近年は、「ブレンロット（脳の腐敗）」という言葉も再び話題になっています。この言葉の生みの親である米国の作家ヘンリー・D・ソローは、19 世紀、20 代の終わりにボストン郊外の湖畔に小屋を建て、2 年余り自然の中で自給自足の生活を過ごしました。そこでの生活を綴った「ウォールデン森の生活」が注目されました。その著作の中で「英国がジャガイモの腐敗を治す努力をする一方で、より広く致命的に蔓延する脳の腐敗を治す努力はしないのか」と述べています。狭い常識にとらわれ、物事を単純化する風潮を批判し、英国で問題化していた病原菌の「ポテトロット（ジャガイモの腐敗）」をなぞった言葉のようです。

それから 170 年も経過した現在、再びその言葉が、Z 世代の間で話題になり、SNS などデジタル世界にはまり知性が劣化した状態を指すネットスラングになりました。現代人のスマホ画面を覗く時間は年々増えます。エコーチェンバーやフィルターバブルも「脳の腐敗」を招くとの指摘もあります。ソローの言葉が長い時間を経て、彼が憂慮し

	た事態が現実になっている気がします。世界に広がる未成年の SNS 利用禁止の法律、日本でも議論がはじまりました。今後デジタル化は一層加速します。私たちの生活や教育にも様々な恩恵をもたらしています。一方で光が当たれば当たるほど影も濃くなります。近い将来に「ヤコとポコ」の物語のような社会が起こりうるのか、それとも「脳の腐敗」を防ぐ、さらなるテクノロジーの進化があるのか、はたまた、この言葉を怖いと思えなくなる日が来るのか、考えてしまいます。
教 育 長	それでは、ただいまから、令和 8 年第 7 回戸田市教育委員会定例会を開会いたします。
教 育 長	前回の会議録の承認ですが、事前に会議録の内容を見ていただいております。御異議がないようでしたら承認ということによろしいでしょうか。
各 委 員	了承
教 育 長	それでは、会議録に御署名をお願いします。
各 委 員	署名
教 育 長	次に、秘密会となる案件につきましてお諮りいたします。次の案件については、情報公開することにより事務の公正な執行に支障が生じる案件となりますので、秘密会で行うこととしてよろしいかお諮りいたします。 議案第 24 号 令和 8 年度一般会計(教育委員会関係)9 月補正予算(案)について
各 委 員	異議なし
教 育 長	それでは「議案第 24 号」は、秘密会とすることに決定いたしました。
教 育 長	「教育委員提案」について御報告いたします。木村委員から御提案のありました「教育委員提案 こども食堂及び学童保育室の現状につ

	いて」をこども健やか部より説明願います。
説 明 員	木村委員から御提案いただきました「こども食堂及び学童保育室の現状」と「こどもの育成環境の充実に向けた取組」について、御説明いたします。 目次を御覧ください。はじめに、令和 8 年度より「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども健やか部の組織体制を強化しましたので、御報告いたします。続きまして、1 つ目のテーマである、こどもの居場所・こども食堂の現状等について、こども・若者政策課より、御説明いたします。次に、2 つ目のテーマである学童保育室の現状等について、子育て支援課より、御説明いたします。最後に、令和 7 年 11 月末から公開している「次世代応援ポータルサイト TocoToco」について、御紹介いたします。 はじめに、今回の組織改正について簡単に御説明いたします。令和 8 年度より、子育てや若者施策に関して、よりスピーディに対応していくため、児童青少年課と子育て支援課を再編し、新たに「こども・若者政策課」を設置いたしました。こども・若者政策課では、これまでの青少年団体の支援や児童センターの運営等を引き続き実施するとともに、子育て支援課からファミリーサポートセンター事業など、子育てに関する事業を一部移管し、新たに「こども・若者支援の企画と調整」の機能を追加しています。また、子育て支援課では、これまでのこども医療・児童手当など手当関係の事業を継承しつつ、児童青少年課から学童保育室及び放課後子ども教室の事業を移管し、窓口機能を集約した形で再編しています。図の中では、緑色のラインがもともとの事業、黄色のラインが所管の見直しを行った事業になります。 続きまして、こども食堂について御説明する前に、こどもの居場所について、簡単に御説明させていただきます。こどもの居場所の取組内容としましては、寄付された食品等を回収し、必要な世帯への配布などを行うフードパントリー。ひとり親家庭などに対して、無料また

は安価で食事の提供を行うことも食堂。生活困窮や不登校の子供たちなどに学習場所や学習の機会の提供、支援などを行う学習支援。プレーパークの開催などの遊びの提供、ちょっとしたおやつを提供など、様々な活動を行う、居場所の提供などがあり、それぞれの団体が、子供たちのためにできることを、主にボランティアで行っています。

1 こども食堂の現況・課題及び対応策について、御説明いたします。こども食堂は、現在市内で 11 団体が実施しています。居場所ネットワークに加盟していない団体を把握する手段がないため、実数を把握できていないのが現状です。実施状況としましては、団体ごとに異なりますが、月 1 回から週 1 回程度、概ね夕方ころに実施していることが多いようです。開催場所については、右側の地図を御参照ください。こちらはホームページで確認できる「こどもの居場所マップ」の画面になりますが、お皿のマークをクリックすると、団体の活動の概要を確認することができます。対象としては、ひとり親家庭などですが、限定してしまうと、「ひとり親世帯」「困窮世帯」であると知られたくないという気持ちから、かえって利用者に敬遠されることを懸念し、あまり限定していない状況があります。また、課題としては、事業者側は、食材の保管場所や運搬方法、ボランティア（担い手）の確保、行政や地域企業・地域住民との協働の難しさが挙げられます。行政側の課題としては、加盟団体以外の実施団体のニーズや課題の把握が困難であること、事業や開催日の情報発信が不足しており、必要な方へ情報が届いていないのではないかと懸念が挙げられます。対応策としては、ホームページ等による周知や、会議等の開催による意見交換・研修などによる支援を行っていきたいと考えています。

先ほどのスライドで申し上げた、ホームページによる周知につきましては、インターネットで TocoToco と検索していただくと、トップページに、左上の「とだっこ広場」が表示されるようになっています。この中の「こどもの居場所」という文字をクリックしていただくと、その下の「こどもの居場所サイト」の画面が表示されるようになっておりまして、この中に、先ほど御説明した「こどもの居場所マップ」

であったり、各団体の「開催一覧」などが表示されるようになっていたりしています。また、居場所サイトの赤丸・青丸の部分では、居場所ネットワークに参加していない団体の方へのネットワークへの登録案内や、居場所を応援したい方、始めたい方に対する支援やボランティアの募集なども行っており、地域で支え合う仕組みづくりにも取り組んでおります。機会がありましたら是非御確認いただければと思います。

続きまして、先ほどから何度か出てきております「戸田市こどもの居場所ネットワーク」ですが、こちらは市社会福祉協議会を事務局とし、こどもの居場所づくりに取り組む団体とその居場所活動を応援する団体・個人からなるネットワークです。ネットワークの効果としましては、ネットワークを通じて、企業と居場所団体のマッチングを行い、情報共有、交流会、支援物資のやりとりなど、居場所団体の活動を促進することを期待しています。こどもの居場所は、子供たちが自らの居場所と感じられるような環境下で、各団体が創意工夫を凝らして運営しており、食事・学習・遊びなどを通じて、子供たちの自己肯定感の育成や、貧困、孤独感の解消、コミュニティの再生に貢献するもので、今後より一層重要になるものと考えております。こども食堂及びこどもの居場所についての説明は以上になります。

次に、2 つ目のテーマである、学童保育室の現状等について、子育て支援課より、御説明いたします。

まず、(1) 学童保育室の現況について御説明いたします。市内の学童保育室は、公立学童 26 室と民間学童 27 室の計 53 室ございます。双方の特徴として、公立学童は、多くが学校敷地内に設置されておりますが、こどもの国や新曽北小代替学童など、一部学校敷地外に設置されている学童もございます。運営手法は主に市の直営ですが、一部民間委託や指定管理などの手法をとっております。小学校に通う児童は原則受け入れる「セーフティネット」としての役割が強く、保育料も、無償から 7,800 円の 9 段階の中で所得に応じて決定する仕組みが

とられております。一方、民間学童はすべてが学校敷地外に設置されており、市からの補助金を活用しながら、時間延長や習い事オプション、学習指導、各種行事など、独自のサービスを展開しております。保育料は、7,800 円を基本とし、独自サービスについてはオプション料金を徴収しており、公立学童に比べて自由度の高い学童運営を行っております。

次に、入室状況について御説明いたします。まず、公立学童は、原則その小学校に通っている児童のみが利用できます。令和 8 年 4 月 1 日時点で、定員は市内全体で 1,366 名、入室者は 1,095 名となっており、入室率は 80.2%でございます。地域によって入室率に偏りがあり、令和 8 年度は、戸田東小・喜沢小・こどもの国で待機児童が発生しました。なお、待機児童については、一時保育や民間学童の案内などをしており、現時点で特段入室できずに困っているとの相談は寄せられておりません。一方、民間学童は多くが複数校を対象としており、学童職員が学校から学童まで児童を送迎しております。定員は市内全体で 1,025 名、入室者は 974 名となっており、入室率は 95.2%でございます。全体的な入室率は民間学童の方が高い状況ですが、市では、公立と民間の双方の特徴を生かし、用途に応じた学童保育サービスが提供できる体制を整えております。

次に(2)学童の課題、及び(3)対応策について御説明いたします。課題を左に、対応策を右に記載しており、課題の番号に対して、対応策の番号を一致させ記載しております。課題として、待機児童の発生、指導員の高齢化・人材不足、特別に配慮を要する児童等の増加、外国籍対応、保護者対応の 5 つがございます。これらの課題に対し、【保育の質の向上】と【人材不足の解消】の両立を目標に対応策を進めております。各課題と対応策について、具体的に説明いたします。まず「待機児童の発生」ですが、埼京線沿線を中心に入室児童が増加しており、それに伴って待機児童も発生しております。この対応策として、民間学童保育室の誘致や、公立小学校の校舎建て替えの際に合わせて、学童の建て替えを行うことで、定員の増加を図って

おります。次に「指導員の高齢化・人材不足」ですが、特に埼京線の駅から遠い学童で人材確保が難しい状況が続いております。また、若い方が集まりにくく、指導員の高齢化が顕著になっており、保育中の指導員のけがも増えております。そこで、公立学童の民間委託を行い、人材不足の解消につなげるとともに、民間事業者のノウハウを活用し、公立学童にも展開することで、保育の質の向上を図っております。現在、美谷本小・美女木小・笹目小の3校の運営を民間委託しているところですが、当該学童に勤務していた指導員等について、他の公立学童へ配置することが可能となり、慢性的な人員不足が続く公立学童全体の安定化につながりました。また、おやつインターネット注文や児童の入退室管理システムの先行実施をはじめとするデジタル化の推進、遊び方の工夫や運営マニュアルの作成など、民間事業者の持つノウハウを取り入れ、他の公立学童にも展開しております。次に発達障害をはじめとする「特別に配慮を要する児童等の増加」、日本語による意思疎通に支援を要する外国籍児童・保護者の増加に伴う「外国籍対応」、複雑化・多様化する「保護者対応」といった、運営上の課題も顕著となってきております。これらの対応策として、専門家によるフォローや、指導員自身のスキルアップ、関係機関同士の連携など、支援体制を充実させることで、支援体制の充実を進めております。具体的には、公認心理師・臨床心理士等が学童を巡回し、該当児童に適した接し方について、指導員へアドバイスをしたり、指導員対象のスキルアップ研修を行ったりしております。また、令和8年度より、医療的ケア児の児童が小学校に入学し、学童を利用することとなったことから、民間学童保育室1か所を医療的ケア児保育の拠点として環境を整備し、4月より1名の児童を受け入れております。このように、様々なソフト事業を進めておりますが、何よりも大切なことは、学校との連携でございます。現在も、個別のケースごとに学校の教師と指導員とで情報を共有するなど、連携をとらせていただいているところでございますが、今後とも各学校と情報を密にし、連携を図りながら、質の高い学童運営を行ってまいりたいと考えております。

す。

こちらの資料は、対応策で御説明したもののうち、「待機児童解消対策」についてまとめたものでございます。今年度から3期目となる市長のマニフェストにおいて、『待機児童ゼロの実現』が掲げられており、本公約達成のため、民間学童保育室の誘致等を進めてまいります。令和7年度は、戸田東小及び戸田南小の待機児童解消に向け、両学校校区に最適な立地場所を見据えた上で、新規に民間学童1室を誘致しました。引き続き待機児童解消に向けた基本方針に基づき、対応策を進めてまいります。子育て支援課からの説明は以上となります。

最後に、「戸田市次世代応援ポータルサイト TocoToco」について、御紹介いたします。戸田市では、様々な子育て施策を講じているものの、その情報が十分に届いておらず、施策やサービスがわかりにくいとの声がありました。そこで、若い世代が多く、現役世代を支える施策も重要であることから、行政情報に触れやすい環境を整える目的で、昨年11月にTocoTocoを立ち上げ、現在情報の集約に努めています。TocoTocoはこども情報サイト、若者情報サイト、子育て支援サイトの3つのサイトから成り立っており、TocoTocoという名称は、一步一步自分のペースで生きていく上でサポートしてくれる存在になってほしいという子供たちの意見も踏まえ、決めました。次世代を担う子供たちの思いにも応えていけるよう、それぞれのコンテンツを充実させていきます。今年度は、とだっこ広場について、まずは子供に「サイトを訪問してもらう」ことを目的に、現在「タイピングサイト」の構築を行っています。タイピングサイトは、スコアを競うこともでき、また戸田市にちなんだ出題を行うことで、戸田市を知ってもらう、興味を持ってもらう、という効果も狙っており、8月1日をめどにオープンを予定しておりますので、是非皆様にも御確認いただければと考えております。さらに、タイピングサイトのほか、このサイトを子供たちにより身近に感じてもらうため、子供たちが普段学校で活用している画面からもサイトにつながるようにしました。こども向け情報や子育て情報が集約された本サイトを有効に活用して、市が市内の小

	中学生や保護者に、広く情報発信できるよう、児童生徒が持つ「戸田市のアカウント」でログインした際には、右下の赤枠のように表示されるよう、教育委員会事務局の御協力もあり、ブックマーク登録を行いました。この仕組みにより、サイトまでのアクセスのしやすさだけでなく、別の課題の解消も狙っています。これまで市内小中学生や保護者に市政情報等を周知する際には、学校の C4th を介して、情報発信することが多くなっていました。しかしながら、こうした件数が増えることで、学校からの本来の大切な情報が埋もれてしまう懸念が指摘されていました。今後は、このサイト内の行政情報の集約化を推進し、これまで C4th を介して発信していた行政情報等については、本サイトへ掲載するなど、現在全庁的な協力を強く求めています。引き続きこのサイトを充実させ、周知していくことで、知りたい情報があった場合や困ったときには、自然に TocoToco にアクセスするような仕組みづくりを推進していきたいと考えています。 説明は以上になります。
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
委 員	フードパントリーの実施場所、1 カ月当たりの開催頻度など、現在の実施状況について伺います。
説 明 員	団体によって実施回数や配布対象世帯数が異なるため一概には申し上げられませんが、おおむね 1 カ月に 1 回程度実施しており、1 回当たり 50～100 世帯を対象に配付している団体が多い状況です。一方で 2 カ月に 1 回実施している団体もあり、公共施設やボランティア支援センターなどを会場として、約 45 世帯を対象に配布を行っています。いずれの団体も、会場に利用者が来場し、食品を受け取る形式で実施している状況です。
委 員	配布時には、利用者が並ぶような状況もあるのでしょうか。
説 明 員	一時的に列ができる場合もあると伺っていますが、全体としては比較的円滑に配布が行われている状況です。

委 員	フードパントリーは大変重要な取組であると考えておりますので、今後も一層の充実に努めていただくようお願いいたします。 続いて、プレーパークの実施規模や実施場所、その概要について伺います。
説 明 員	プレーパークは常設ではなく、特定非営利活動法人戸田遊び場・遊ぼう会に事業を委託して実施しています。昨年度は、彩湖・道満グリーンパークで月 1 回程度、また、こどもの国前の公園でも月 1 回程度開催しました。このほか、根木橋公園や下町公園などの地域の公園においても、スポット的に開催しています。地域の皆様の御協力もいただきながら、各会場で活動を実施している状況です。
委 員	現在は、安全管理など様々な配慮が必要であり、運営には苦労も多いと思いますが、そのような遊びの場が少しでも充実するよう、実施場所や機会の拡充について検討いただきたいと思います。
委 員	こども食堂については、市が把握している 11 団体のほかに、把握していない団体が活動している可能性があるとのことでした。こうした活動を支えるボランティアや担い手の確保は難しい課題であり、人材を見つけることにも苦労されていると思います。この状況について、どのように認識されているのでしょうか。
説 明 員	現状では、市から未登録の団体を把握するための有効な手段は限られています。そのため、市ホームページなどを通じて活動団体に登録を呼びかけており、登録いただいた団体については、市から必要な情報提供や支援を行っています。また、こどもの居場所ネットワークを活用し、登録団体同士のつながりを通じて、まだ登録されていない団体の情報を把握し、市へ御連絡いただけるよう働きかけていきたいと考えています。
委 員	子どもの学習支援事業において、学習支援を行っている指導者は一般の社会人や学生の方などが参加されているとのことですが、具体的

	にはどのような方々が学習支援に携わっているのでしょうか。
説明員	子どもの学習支援事業は親子健やか室が所管しています。事前に担当部署へ確認したところ、学習支援にはボランティアとして、大学生7名、高校生4名、社会人6名のほか、退職された方3名が携わっていると伺っています。 実施頻度は学校によって異なりますが、おおむね週1回から月1回程度となっています。地域のボランティアの皆様には様々な企画を立案・運営していただきながら、各学校で実施しています。
委員	こどもの居場所ネットワークに登録せずに、こども食堂を運営している団体もあるのでしょうか。
説明員	存在する可能性があるかと認識しています。
委員	こども食堂では食事を提供することから、衛生管理には細心の注意を払いながら運営されているものと認識しています。一方で、万が一、食中毒などの事故が発生した場合には、その団体だけでなく、こども食堂全体に対する信頼が損なわれ、利用を控える方が増えてしまうことも懸念されます。そのため、ネットワークに登録していない団体があるとすれば、衛生管理や安全対策についてどのような情報提供や助言が行われているのか気になるところです。もちろん、把握していない団体に対して直接働きかけることは難しい面もあるとは思いますが、子供たちが安心して利用できる環境を維持するためにも、衛生管理に関する周知や支援の在り方について、引き続き配慮いただきたいと思います。 学習支援事業については、対象が高校生までとなっていることから、学習内容も一定の専門性が求められるのではないかと考えます。学習支援を行っているボランティアの方々は、どのような経歴や経験を持つ方なのでしょうか。また、どのような体制で学習指導を行っているのかお伺いします。

説 明 員	子どもの学習支援事業を所管する親子健やか室からは、ボランティアの方々が学習指導を行っていると同っています。
委 員	制度としては大変意義のある取組であると考えております。特に学習を指導していただく方が子供たちに与える影響は非常に大きいものがあると思います。すべてを管理する必要はないと思いますが、適切に実施されているか、子供たちが満足して参加できているかといった点について、適宜モニタリングを行うことも必要ではないかと考えます。その理由として、補助金が交付されている事業であることが挙げられます。交付する側として、事業が適切に実施され、効果が上がっているか確認する責任があると考えます。一方で、確認や管理が過度になれば、活動されている方々の負担にもなりますし、反対に十分でなければ事業の質を担保することが難しくなります。そのバランスを取ることは大変苦労されているところだと思います。全体として、子供たちにとって大変有意義な取組であると感じておりますので、今後もさらに充実・発展させていただければと思います。
説 明 員	大変貴重な御意見でありますので、今後の運営に十分生かしてまいります。
委 員	こども食堂は、以前はひとり親家庭や生活に困難を抱える家庭などが利用する場所という印象がありましたが、最近では「誰でも利用してよい場所」という認識が広がり、利用者が増えていると同っています。そのため、時間帯によっては定員に達したり、食事がなくなってしまったりすることもあり、本当に支援を必要としている家庭に十分情報や支援が届いていないのではないかと感じる場合があります。一方でフードパントリーについては、必要な世帯を対象に食品を配布しているとのことでした。そうした世帯に対して、こども食堂の情報も併せてお知らせすることができれば、より必要な方へ支援を届けることにつながるのではないかと考えます。そこで、こども食堂の利用を必要としている世帯に対し、現在どのように情報提供や周知を行っているのかお伺いします。

説 明 員	こども食堂に関する案内については、市内で実施しているこども食堂の情報を社会福祉協議会の入口で掲示しているほか、埼玉りそな銀行の協力により、店舗内に設置されている「こどもの居場所」コーナーでもチラシなどを配置し、情報発信を行っています。また、ホームページでも情報提供を行っていますが、閲覧するには該当ページまで進んでいただく必要があるため、目に留まりやすいとは言い難い面もあります。このほか各団体においても、それぞれチラシを配布したり、地域の店舗や知人の店舗などに設置を依頼したりするなど、独自に周知活動を行っている状況です。
委 員	民間学童の送迎時に、狭い道路への長時間駐車が見受けられます。地域住民の声を事業者へ伝えるなど、近隣に配慮した運営を促していただきたいと思います。
説 明 員	民間学童については、事業者による協議会がありますので、地域から寄せられた意見については、次回の協議会において共有し、近隣への配慮について周知してまいります。
委 員	学童保育室は、公立・民間それぞれに特色や良さがあるため、保護者が希望に応じて選択できる環境が望ましいと考えます。地域によっては民間学童が少なく、選択肢が限られている現状もありますので、地域バランスにも配慮しながら、民間学童の誘致について検討いただければと思います。
説 明 員	民間事業者につきましては、事業として一定の採算性を確保する必要があります。また、市としても利用状況や地域バランスを踏まえながら誘致を進めていることから、希望に沿えない場合もございます。現時点では御希望に沿えない場合もありますが、いただいた意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
教 育 長	近年、国の会議などでも、こどもの居場所づくりや多様な学びの場の整備が重要な課題として取り上げられています。学校だけでなく、学習支援などを含め、様々な場で子供の学びを支える体制を充実させ

	るべきではないかという意見も少なくありません。一方で、こうした事業は担当部署が複数に分かれている自治体も多く、市民にとっては相談窓口が分かりにくいなどという課題も指摘されています。そのため、関連事業を一元的に所管する体制を整備する自治体も増えてきています。そこで、本市において、こどもの居場所や学習支援などの関連施策を一元的に推進することについて、どのようにお考えかお伺いします。
説明員	担当部署が分かれていることで、市民にとって分かりにくい面があることは認識しております。今後、一元化に向けた取組が進められることとなれば、市民の利便性の向上にもつながるものと考えており、大変望ましいことだと認識しております。
教育長	先ほど学びの質について話がありましたが、この点は非常に重要な課題であると考えます。実際に、学習支援の内容の正確性を懸念する声が寄せられることもあります。ボランティアの皆様が熱意をもって活動されていることは承知しておりますが、子供たちへの影響を考えると、指導や学びの質を確保することも重要です。そのため、指導や学びの質の向上などの体制整備を図りながら、組織的に事業を進めていく必要があると考えますが、学童を所管する立場としてどのようにお考えかお伺いします。
説明員	学童保育室と放課後子ども教室は、同じ学校の児童を対象としていることから、一元的な運営が実現すれば大変有意義であると考えています。一方で、現時点においても、支援が必要な児童への対応などについて学校と連携しながら取り組んでおり、関係機関との連携は非常に重要であると認識しています。今後も、より良い支援体制の構築に向けて、連携の在り方について検討してまいります。
説明員	こども健やか部では、こどもまんなか社会の実現に向けて様々な取組を進めていますが、本日委員の方々から御指摘いただいたように、その取組や支援制度が必要な方や地域の協力者に、より分かりやすく情報をお届けしていく必要があると認識しています。そのためには、

	こども健やか部だけで解決できるものではなく、学校や教育委員会事務局をはじめとする関係部署が連携し、一体となって取り組むことが重要であると考えています。また、部局間の連携を進めるためには、単に協力を求めるだけではなく、その取組の目的や期待される効果、子供たちにどのような成果をもたらすのかを丁寧に共有し、相互理解を深めることが大切であると考えています。 今後も市長部局と教育委員会が十分に連携し、本当に子供たちのために何ができるのかを共に考えながら、より良い支援体制の構築に努めてまいります。
教 育 長	定例教育委員会においても、今回のように他部局の取組について担当から説明してもらう機会があれば、教育委員の方々の理解もより深まるものと考えます。また、機会があれば、実際の活動現場を視察できる機会を設けていくと、大変有意義ではないかと思います。ぜひ、そのような機会の設定についても事務局で検討いただければ幸いです。 以上で教育委員提案 は終了いたします。
教 育 長	続きまして、長道委員から御提案のありました、「教育委員提案 外国籍の児童生徒の現状と課題等について」事務局より説明願います。
説 明 員	「外国籍の児童生徒の現状と課題等について」学務課・教育政策室から提案いたします。 14 ページのグラフは、令和 8 年度の戸田市立各小中学校の外国籍児童生徒数を示したものです。また、傾向としては、戸田市の東部にある小中学校への在籍数が多く、国籍別では、中国が多くなっています。 15 ページは、令和 5 年度から本年度の状況をグラフに表したものです。左上の児童生徒在籍数を御覧ください。本年度、小学校 7,416 名、中学校 3,637 名となっており、児童生徒数は、微減傾向にあります。一方、【グラフ 2】は、外国籍児童生徒数ですが、こちらは、微増傾向

となっており、したがって、【グラフ 3】のように、外国籍児童生徒が占める割合は、徐々に増えており、中学校においては、令和 6 年度から約 1 ポイントずつ増加しています。また、令和 8 年度の人事より、日本語指導教員の配置は、定数化され、対象となる児童生徒 18 名に対して、1 名が配当され、現在 9 名の日本語指導教員がおります。

16 ページを御覧ください。戸田市における日本語指導が必要な児童生徒数は年々増加傾向にあります。令和 7 年度の増加を見ると、小学校よりも中学校の増加幅が大きく、中学校での日本語指導のニーズが高まってきているといえます。

17 ページを御覧ください。市内の学校ごとに見てみると、特に市内東部地区の戸田第二小学校、戸田東小学校、喜沢小学校に対象児童が多い傾向にあります。下段に割合を入れましたが喜沢小学校は 7.33% と最も高く、次いで笹目小学校も割合的には高くなっております。

18 ページを御覧ください。また、令和 7 年度の 5 月段階と 3 月段階を比較すると、途中転出もありますが、多くの学校で増加傾向にあるのがわかります。このことから、年度途中で海外等から転入する児童生徒が多いことも、本市の特徴と言えます。

19 ページを御覧ください。これらのことから、日本語指導に関する現状と課題についてまとめました。現状として、年度当初に日本語指導教員や教育センター日本語指導員が市内小・中学校の外国籍児童生徒等を対象に日本語能力のレベルチェックを行い、日本語指導対象児童を決定しています。日本語指導教員は、県の配置基準に基づき各校に配置しております。また、長年勤務いただいております教育センターの日本語指導員が児童の教育相談とともに、こうした日本語指導教員の支援も行っております。しかし、課題として、年度途中の海外等からの転入児童については教員数に反映できず、現在配置されている教員が対応しなければならない状況にあります。例えば、日本語による意思疎通が難しい児童 1 人につき週 2 時間の指導が必須となり、教員の指導時間が増加することとなります。また、日本語指導にあたる

教員は初めて指導を行う者や経験の浅い教員が多く、支援が必要であることや、本人や保護者に日々の連絡等について正確な情報を伝えることが難しいといった課題もございます。

20 ページを御覧ください。本市における日本語指導については、取り出しによる個別指導と入り込みによる支援を行っており、学校生活や日常生活への早期適応に向けた支援、新規児童生徒に対する「日本語レベルチェック」、管理職や学級担任との連携、他の教職員への情報共有や研修、個別の指導計画の作成を行っております。具体的には、下段にあるように、24 年目を迎えております教育センター配置の専門の資格を有する日本語指導員が市内小・中学校を訪問し、児童生徒の教育相談や日本語指導教員の支援等を実施しております。右側の県の配置基準に基づく日本語指導教員は、令和 8 年度は、市内小学校 7 校に 7 名、中学校 2 校に 2 名を配置し、対象児童生徒 1 人あたり週 1 回から 2 回の日本語指導を実施しております。

21 ページを御覧ください。教育センター配置の日本語指導員につきましては、平成 29 年度から 5 名に増員し、どの方も日本語教育能力検定試験合格者や日本語教師養成講座の修了者またはこれに準ずる者という資格を有しており、確かな指導力を備えております。市内小・中学校に訪問し、児童生徒の教育相談や日本語指導教員の支援を週 42 時間程度実施しております。

22 ページを御覧ください。またその日本語指導員の皆さんは、その他の取組として、毎週金曜日の午後 5 時から 8 時に教育センターにおきまして、ボランティアによる「戸田市在住の子供のための日本語教室」を開催し、令和 8 年 6 月現在で 19 名の児童生徒が参加しております。

23 ページを御覧ください。また、経験が浅い日本語指導教員向けに年間 4 回から 5 回の研修会を実施し、指導力向上にも努めております。

	24 ページを御覧ください。さらに、多言語翻訳機「e-talk5」について、民間企業と連携協定を締結し 50 台を無償提供していただき、今年度は既に要請のあった市内小・中学校 14 校へ合計 42 台の貸出を行っております。 25 ページを御覧ください。続きまして、令和 8 年度の新規事業である「日本語初期指導教室」について御説明します。来日して間もないなど、日本語能力が初期段階の児童を対象に、喜沢小学校内に教室を設置し、民間への業務委託により指導を行っております。1 期につき 1 カ月程度、月曜日から金曜日の 1 時間目から 4 時間目に集中的な指導を実施します。事業規模としては、1 期につき 18 名程度、喜沢小学校で 3 期分、戸田第二小学校と戸田東小学校で 1 期ずつ、計 5 期分 100 名程度を想定しております。 26 ページを御覧ください。4 月から喜沢小学校で指導を開始しており、対象児童 15 名のうち 6 名が 1 カ月の集中的な指導を通して基礎的な日本語を習得いたしました。他の児童についても補習のうえ、順次、在籍学級の生活及び授業へと接続していく予定です。また、転入が多い長期休業明けを中心とした 9 月から 10 月には、戸田第二小学校や戸田東小学校へも指導者を派遣することを想定しております。 説明は以上でございます。
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
委 員	昨日、喜沢小学校で概要説明を伺い、外国籍の児童が 107 名、全校児童約 415 名のうち約 4 分の 1 を占めていると知り、その多さに大変驚きました。また、日本語指導の様子も見学しましたが、日本語の習得が十分でない児童への支援は非常に重要であり、学校現場の御苦労も大きいと感じました。年度途中の転入が多いことから、当初の教員配置だけでは対応が難しい状況もあるのではないかと思います。そのような中、今年度から喜沢小学校で日本語初期指導教室を開設し、民間事業者の協力を得ながら支援を行っていることは、大変意義のある

	取組であると感じました。 そこで確認ですが、資料にある「県の配置基準に基づく基礎定数化」とは、外国人児童生徒 18 人に対して教員 1 人を配置するという基準でよろしいのかお伺いします。
説明員	おっしゃるとおりです。補足いたしますと、小学校と中学校では別に定数が算定されます。そのため、例えば小学校に 9 名、中学校に 9 名の対象児童生徒がおり、合計で 18 名となる場合でも、小学校に 1 名、中学校に 1 名の教員がそれぞれ配置され、合計 2 名の配当となります。
委員	児童生徒の日本語能力のレベルチェックについてお伺いします。日本語能力は、どのような内容や方法で行うのでしょうか。
説明員	教育センターの日本語指導員が実施しています。その結果を基に、初期指導が必要なのか、あるいは日常的な日本語指導で対応可能かを判断しています。
委員	学校に配置されている日本語指導担当教員は、教員免許状を有し、日本語指導を担当する立場として配置されているとのことですが、具体的にはどのような経歴や経験を持つ教師が、日本語指導に携わっているのでしょうか。
説明員	小学校には日本語指導担当教員を 7 名配置しています。このうち 3 名は昨年度から引き続き日本語指導を担当している経験者で、4 名は今年度新たに配置された教員です。また、暫定再任教員として、元管理職の教員 2 名が日本語指導に携わっています。中学校には 2 名を配置しており、いずれも教科の教員免許状を有する教員です。通常は数学や国語などの教科指導を担当できる教員が、今年度は日本語指導を担当しています。
委員	諸外国では 9 月を新学期としている国も多いため、今後さらに秋の転入が増加することも想定して対応していく必要があるのではない

	かと感じています。そのような中で、転入してきた児童生徒が不安や孤立感を抱くことなく、安心して学校生活を送れるよう、引き続き、きめ細かな支援をお願いしたいと思います。また、外国籍の児童生徒を受け入れることは、日本の児童生徒にとっても異なる文化や言語に触れる貴重な機会となり、相互理解を深める良い学びの場になると考えています。学校全体で一緒に学び、互いの文化を知るという雰囲気づくりを進めていただければと思います。
説明員	資料 25 ページに記載されている日本語初期指導教室の今後の予定についてですが、夏休み明けには外国籍児童生徒の転入増加が見込まれることから、9 月からは喜沢小学校に加え、戸田第二小学校及び戸田東小学校でも指導を実施する予定となっています。
委員	外国籍の児童生徒の就学手続については、市が把握した上で、通学する学校を案内する流れになっているのでしょうか。また、外国籍児童の就学状況を把握できないケースなどはないのかお伺いします。
説明員	外国籍児童生徒についても、日本国籍の児童生徒と同様に就学手続を行っています。具体的には、通学する学校については、住所に基づいて指定されるため、必要な手続を経た上で、児童は、それぞれ指定された学校へ就学することとなります。
委員	「e-talk5」は保護者対応と書いてありますが、児童生徒の授業では使用しないのでしょうか。
説明員	こちらは無償で提供いただいたもので、個人ごとに児童生徒へ貸与し、活用していただいている状況です。実際の反応も非常に良く、リアルタイムで翻訳できる点については好評をいただいています。また、児童生徒自身も端末で Google 翻訳を活用するなど、授業の中で必要に応じて利用しており、学習を支える有効なツールとして活用されています。
教育長	外国籍児童の在籍状況については、人数だけではなく割合（パーセント）で示してもらおうと、より状況が把握しやすいのではないかと

	います。例えば、戸田市全体として全国や埼玉県と比較して高いのか低いのか、また「微増」とされている状況が具体的にどの程度の割合なのかが分かると、より実態が理解しやすくなると考えます。
教 育 長	他に質問等がないようですので、以上で提案は終わりにしたいと思います。
教 育 長	続きまして、「報告事項」について申し上げます。本日は「その他」を含めまして3件の報告がございます。 市内小中学校における火災予防対策の状況について 学校総合体育大会二市大会の結果及び県大会出場種目について その他 詳細につきましては、各所属長より報告いたします。なお、御質問につきましては、すべての報告が終了した後に伺います。
説 明 員	報告事項 「市内小中学校における火災予防対策の状況について」、令和8年6月19日に東京都北区内の小学校で発生した火災を受け、教育委員会事務局としての対応を教育総務課でとりまとめ、報告いたします。 まず、火災発生当日の6月19日には、市内小中学校に対し、電気製品のプラグ抜去やコンセント周辺の清掃など、出火原因となりやすい箇所の緊急点検について通知いたしました。 続いて6月22日には、昨年の白岡市役所庁舎火災の調査結果を踏まえた点検リストに基づく詳細な点検を学校で実施するよう通知しております。 さらに7月3日には、学校施設や備品の適正管理と教職員の服務規律の徹底を改めて通知いたしました。 今後につきましては、夏季休業期間を中心に、戸田市消防による立入検査を全校で実施いたします。また、例年どおり専門業者による消

	防設備の点検を実施するとともに、当該点検に合わせて救助袋の使用説明を教職員に行うなど、安全・安心な学校環境の維持に努めてまいります。 報告は以上でございます。
説 明 員	報告事項 「学校総合体育大会二市大会の結果及び県大会出場種目について」報告いたします。 2 ページが今年度の大会結果でございます。二重丸が県南大会出場、黒丸が県大会出場の部活動となります。全体的な結果については例年並みだと思えます。 陸上部からは 40 名以上が県大会に出場します。なお、戸田中学校の女子 3 年 100m では、既に全国大会の標準記録 12 秒 40 を突破しており、8 月に山口県で開催される全国大会への出場が決まっております。また、戸田中のボート部は 7 月 24 日から福島県喜多方市で開催される全国大会に出場いたします。 関東・全国大会の結果については、10 月定例教育委員会で御報告いたします。各学校、多くの中学 3 年生は、これで部活動が終わり、2 年生を中心とした新たな活動が開始しているところとなります。 報告は以上でございます。
教 育 長	次に、 その他ですが、事務局より何かございますか。
事 務 局	特になし
教 育 長	以上で、報告事項が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。
教 育 長	報告事項の 「市内小中学校における火災予防対策の状況について」はいかがでしょうか。
委 員	市内の学校にはスプリンクラーは設置されているのでしょうか。

説 明 員	校舎内にはスプリンクラー設備は設置しておりません。消防法では、一般的な小・中学校については、一律にスプリンクラー設備の設置が義務付けられておりませんが、法令上必要とされる消防用設備を設置しております。具体的には、火災報知器を設置しており、火災が発生した際には、早期に検知し対応できるような体制を整えています。
委 員	教頭になる時点で、防火管理者の資格を必ず取得するように指導しているのですか。
説 明 員	原則的には、教頭選考を合格した時点で、防火管理者の資格を取得するよう指導しています。もし、取得できていない場合は、校長が資格を取得しているので防火管理者として対応しています。
教 育 長	続きまして報告事項の「学校総合体育大会二市大会の結果及び県大会出場種目について」は、いかがでしょうか。
委 員	野球の戸田東中と美笹中の合同チームは、普段から合同で練習しているのでしょうか。また、ほかにも合同チームとして活動している事例があるのか教えてください。
説 明 員	普段の練習を常に合同で行うことは難しい状況ですが、定期的に連絡を取り合い、日程を調整しながら休日に合同練習を実施していると伺っています。現在、合同チームとして活動しているのは野球のほか、ソフトボールでは喜沢中と笹目中が合同チームを編成して大会に出場しています。現時点では、ソフトボールの喜沢中学校と笹目中学校の合同チームは、今後さらに部員数の減少が見込まれており、秋の新人戦に向けては、2校を合わせても現在8名と、大会参加に必要な人数を満たしていない状況であると聞いています。
委 員	合同チームとして大会に出場することは、正式に認められているのでしょうか。
説 明 員	認められております。また、現在、休日の地域クラブ活動として立

	ち上げを進めているクラブチームにつきましても、所定の要件を満たした上で申請を行い、認められれば、大会に参加することができます。
委 員	喜沢中学校に相撲部がありますが、校内に土俵があるのですか。
説 明 員	学校に土俵はありません。地域のクラブチームで活動しております。この生徒は戸田第二小学校時代からクラブチームで練習を続けてきたと伺っております。今後は、このような地域クラブチームで活動する子供たちが、更に増えていく可能性もあります。
委 員	水泳部につきましては、各学校の顧問が指導するのではなく、スイミングクラブで活動しているという理解でよろしいでしょうか。
説 明 員	そのとおりです。ただし、大会に出場する際には、学校から教師が引率しております。
教 育 長	それでは次に、報告第 6 号 戸田市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、事務局より説明願います。
説 明 員	報告第 6 号戸田市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について御説明いたします。 資料の 1 ページを御覧ください。戸田市立学校給食センター運営委員会は、教育委員会の附属機関に位置し、給食センターの運営に関する事項について審議するため設置しております。直近の審議案件としては、学校給食費について審議し、令和元年に改定したところでございます。委員の任期につきましては、戸田市立学校給食センター条例第 9 条第 3 項の規定により 2 年となっており、本年度は改選年度にあたるため、新たに委員を選任いたしました。任期は令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとなります。また、12 名の委員のうち新任が 7 名、再任が 5 名です。なお、今年度は学校給食費の改定を検討しており、当該運営委員会にて審議いただいた結果を踏まえ、規則の改正案を教育委員会へお諮りする予定です。 説明は以上です。

教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
各 委 員	特になし
教 育 長	質問等がないようですので、報告第 6 号を了承いたします。
教 育 長	それでは次に、報告第 7 号 戸田市いじめ問題調査委員会の委員の委嘱について、事務局より説明願います。
説 明 員	報告第 7 号 戸田市いじめ問題調査委員会の委員の委嘱について説明いたします。 戸田市いじめ問題調査委員会の委員の委嘱については 8 ページにある戸田市いじめ問題調査委員会条例第 3 条に基づき、7 ページの名簿にありますように、1 号から 4 号委員までを令和 8 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日までの 2 年間委嘱させていただきます。この中で、新規として 1 号委員は埼玉弁護士会から推薦いただきました。また、3 号委員は戸田蕨医師会から推薦いただいております。2 号、4 号委員は再任をさせていただきます。 なお、第 1 回の定例調査委員会については、8 月 5 日に実施予定で、会の実施時期と委員の委嘱時期の関係から専決処理事項とさせていただきますことを報告いたします。
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
各 委 員	特になし
教 育 長	質問等がないようですので、報告第 7 号を了承いたします。
教 育 長	それでは次に、報告第 8 号 戸田市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱について、事務局より説明願います。
説 明 員	報告第 8 号 戸田市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱について説明いたします。 戸田市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱については、13 ページ

	にある戸田市いじめ問題対策連絡協議会要綱第 3 条に基づき、12 ページの名簿にありますように、代表の交代に伴う変更により、委嘱させていただきます。 なお、第 1 回の連絡協議会については、7 月 27 日に実施予定で、会の実施時期と委員の委嘱時期の関係から専決処理事項とさせていただきますことを報告いたします。
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
各 委 員	特になし
教 育 長	質問等がないようですので、報告第 8 号を了承いたします。
教 育 長	次に、次第の 6、その他の「次回の教育委員会日程（案）」について、事務局より説明願います。
事 務 局	次回の教育委員会の日程につきましては、8 月 20 日（木）午前 9 時 30 分からの開催と考えておりますが、お諮りいたします。
各 委 員	了承
教 育 長	それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、事務局（案）のとおり決定いたします。次にその他ですが、事務局から何かございますか。
事 務 局	特になし
教 育 長	委員の皆様から何かございますか。
委 員	各学校においては、インクルーシブな学校づくりや授業づくりに取り組まれていると承知しております。そこで、多層型支援システムや多様で柔軟な支援体制の整備、連続性のある多様な学びの場の確保などについて、各学校が具体的にどのような取組を行っているのか、お聞かせください。
教 育 長	教育政策室から御報告いたします。
委 員	他自治体で発生した火災を受け、学校施設の再点検を実施したとの

	説明がありました。これに関連して、学校施設の管理運営、とりわけ施設の運用に関する規定やルールについてお伺いします。教職員や児童生徒に加え、保護者や地域の方などが学校施設を利用する際には、どのような取り決めや運用基準を設け、どのような指導を行っているのか、教えていただければと思います。
教 育 長	学校訪問には、大きく分けて「指導訪問」と「管理訪問」の２種類があります。指導訪問につきましては、教育委員の方々にも同行いただいておりますが、管理訪問につきましては、これまで同行いただく機会はありませんでした。管理訪問は学務課が中心となって実施しており、学校施設や管理運営の状況などを確認しております。現在は、全ての学校を対象に、南部教育事務所による訪問と合わせて、少なくとも年２回実施しております。学務課から御報告いたします。
委 員	近年、生成 AI が大きな話題となっております。そこで、学校における生成 AI の活用状況についてお伺いします。また、生成 AI を活用する上で必要となる情報モラルや AI リテラシー、さらにはリスクへの対応について、どのような教育や指導を行っているのか、併せてお聞かせください。
教 育 長	教育政策室から御報告いたします。
委 員	各学校において ICT の活用が着実に進んでいることは、大変意義のあることだと考えております。一方で、Chromebook の活用が進むことにより、子どもたちが実際に文字を書く時間は以前に比べて減少しているのではないかと感じております。書くことは、思考力や表現力を育む上でも重要であると考えますので、ICT の活用と「書くこと」とのバランスをどのように考え、書く力の育成に取り組んでいるのか、お聞かせください。
教 育 長	教育政策室から御報告いたします。
教 育 長	それでは、議案第 24 号 令和 8 年度一般会計（教育委員会関係）9 月補正予算（案）を議題といたします。本件は秘密会とすることに決

[illegible]

	以上のとおり会議の経過及び結果を記し、相違ないことを証するため署名する。
	令和8年8月20日
	教 育 長
	教育長職務代理者
	委 員
	委 員
	委 員
	書 記